

会社細目変更の手続き集

2015年3月

独立行政法人 日本貿易振興機構 ビジネス展開支援課
ジェトロ・プノンペン事務所

【免責条項】本手続き集で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本手続き集で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

目次

ご利用上の注意	1
免責条項	1
要約	2
第1章 適格投資プロジェクト(QIP)	4
1.1 カンボジア開発評議会(CDC)への変更手続	4
1.2 商業省(MoC)への変更手続	6
1.3 税務署への変更手続	7
1.4 労働当局への通知	8
1.5 その他の関連当局	9
第2章 事業会社	12
2.1 商業省(MoC)への変更手続	12
2.2 税務署への変更手続	14
2.3 労働当局への通知	14
2.4 その他の関連当局	15
第3章 支店／駐在員事務所	16
3.1 商業省(MoC)への変更手続	16
3.2 税務署への変更手続	16
3.3 労働当局への通知	16
3.4 その他の関連当局	17
付録	18
I. 法的基礎	18
II. 必要書類と公式手数料	19
III. フォーム	22

ご利用上の注意

1. 本手続き集ではカンボジアの投資法、改正投資法、改正投資法の施行に関する Sub-Decree No. 111 及び会社法に基づく事業体の細目の変更に関する法規制と手続について扱っています。
2. 本手続き集の目的はカンボジアにおける一般的な法規制に基づき、事業体の細目の変更に関する事項について基本的な理解と情報を読者に提供することです。
3. 本手続き集の内容や本手続き集に関連して提供される文書の正確性と完全性について、表明や保証を示すあるいは含意するものではありません。
4. 本手続き集で取り扱われている事項について行動を起こす際には、事前に外部専門家のアドバイスを得ることをお勧めします。
5. カンボジア汚職防止法が 2011 年 8 月に成立しています。同法の下では政府職員に対する贈賄や”Facilitation payment”は犯罪行為とされています。書類の提出時の非公式手数料は贈賄又は”Facilitation payment”に該当し、同法により犯罪として扱われる可能性があります。

免責条項

本手続き集に記載されたアドバイスは、本手続き集の作成時点でのカンボジアの法令と実務及び上記の状況に基づいて提供されています。法令は将来においてあるいは遡及的に改正されることがあります。さらに、法令は関連当局によって不統一な解釈あるいは適用がなされることがあります。

特別な手配がなされない限り、将来の法令改正や規制当局の実務の変更は本手続き集には反映されません。最新の状況はその都度、専門家にご確認ください。

要約

会社細目の変更に関する手続きの概要は以下の通りです。

参照	項目	主な内容
第 1 章	適格投資プロジェクト(QIP)	
1.1	カンボジア開発評議会 (CDC) への変更手続	
1.1.1	会社細目の変更	会社細目の変更がある場合、投資家は変更の 10 営業日前までに CDC 又は PMIS に申請書を提出し承認を受ける必要があります。
1.1.2	未登録者による QIP 事業の買収	買手は投資家として登録されることと QIP の最終登録証明書を新たな事業体に移転することについて、最終登録証明書の移転の 10 営業日前までに書面で CDC/PMIS へ申請することが必要です。
1.1.3	他の投資家による QIP 事業の買収	買手の投資家は当該 QIP の資格を得るために買収の 10 営業日前までに書面で CDC/PMIS へ申請することが必要とされています。
1.2	商業省への変更手続	
1.2.1	会社細目の変更	投資家は会社細目の変更の発効日から 15 営業日以内に商業省に会社細目の変更を登録しなければなりません。
1.3	税務署への変更手続き	投資家は会社細目の変更から 15 営業日以内に税務署へ通知する必要があります。
1.4	労働当局への通知	投資家は住所、生産工程、取締役の変更や会社の閉鎖について 30 日以内に労働当局へ通知する必要があります。
1.5	その他の関連当局	
1.5.1	国家社会保険基金 (NSSF) への通知	会社名、住所、所有者、取締役又は株主の代表者の変更について、変更後 30 日以内に国家社会保険基金へ通知する必要があります。
1.5.2	工業・手工芸省 (MIH) への通知/登録	工場・手芸工場がプロジェクト拡張や所有者、住所、会社名の変更を行う場合、所有者は 10 営業日以内に MIH へ通知又は認可申請しなければなりません。
1.5.3	他のライセンス当局	他のライセンス当局に登録している会社は、CDC/商業省からの認可レターの取得

		後に細目変更について当該ライセンス当局への通知又は認可申請が必要です。
第2章	事業会社	
2.1	商業省への変更手続き	
2.1.1	会社細目の変更	何らかの変更がある場合、会社は変更の発効後 15 営業日以内に商業省へ変更を登録しなければなりません。
2.1.2	事業体の合併及び買収	2 社以上の会社が 1 つの会社に合併すること又は統合して新たな会社を設立することができます。
2.2	税務署への変更手続き	上記 1.3 と同様
2.3	労働当局への通知	上記 1.4 と同様
2.4	その他の関連当局	
2.4.1	国家社会保険基金 (NSSF) への通知	上記 1.5.1 と同様
2.4.2	他のライセンス当局	上記 1.5.3 と同様
第3章	支店／駐在員事務所	
3.1	商業省への変更手続き	登録住所やマネジャー（責任者）、本店名などの変更を行う場合には、支店／駐在員事務所は変更の発効後 15 営業日以内に商業省へ変更を登録しなければなりません。
3.2	税務署への変更手続き	上記 1.3 と同様
3.3	労働当局への通知	上記 1.4 と同様
3.4	その他の関連当局	
3.4.1	国家社会保険基金 (NSSF) への通知	上記 1.5.1 と同様
3.4.2	他のライセンス当局	上記 1.5.3 と同様

第1章 適格投資プロジェクト(QIP)

1.1 カンボジア開発評議会（CDC）への変更手続

1.1.1 会社細目の変更

会社の細目の変更には会社の事務所住所、工場住所、会社名、株主、取締役、事業目的の変更や登録資本の増減、投資計画や定款（Memorandum and Articles of Association, M&A）その他の変更が含まれます。投資家は変更の 10 営業日前までに CDC 又は州・特別市投資小委員会（PMIS）に該当する手続きに従って申請書類を提出する必要があります。CDC/PMIS は 10 営業日以内に認可するかどうか決定します¹。

一方、CDC の公共サービスに関する CDC と経済財政省（MoEF）との改正省令（Joint Prakas 991（2012 年 12 月 28 日付））によると、変更申請の内容（製品の変更、プロジェクトの拡大、新製品の追加など）によっては認可に 10 営業日以上を要することがあります。

CDC のチェックリストによれば、下記事項について CDC の認可を申請する場合には変更後の定款が必要です。

- 会社名の変更
- 取締役・株主の代表者の変更
- 登録資本金の増額・減額
- 株主の変更
- 法的形態の変更

下記事項について CDC の認可を申請する場合には変更後の定款は不要です。

- 事務所住所の変更
- 工場住所の変更

しかし、会社が定款を変更することを希望する場合は、細目変更の申請書と共に変更後の定款を CDC への提出することができます。

様々な細目変更時に要求される書類の CDC のチェックリストは付録 II i を参照してください。ただし、実際には、CDC は以下の書類も申請書類と共に提出することを要求します。

1. 最新のコンプライアンス証明書(Certificate of Compliance, CoC)の写し
2. 最終登録証明書(Final Registration Certificate, FRC)の写し
3. 最新の CDC からの QIP 認可レターのコピー（変更のある場合）

¹ Article 7.7 of Sub-Decree No. 111 on the Implementation of the Amendment to the Law on Investment

4. 商業省が発行した会社設立証明書のコピー
5. 最新のпатент税証明書のコピー

会社はすべての必要書類を揃え CDC と経済財政省との Joint Prakas 991 に基づく公式手数料を支払い CDC に書類の審査と承認を申請します。CDC での手数料の詳細については付録 II i の各細目変更に関する公式手数料を参照してください。

上記 Joint Prakas 991 によれば、CDC は申請書類一式の受領日から 10~15 営業日以内に申請された細目変更に関する認可レターを発行します。しかし実際には、それ以上の日数を要する場合があります。

1.1.2 未登録者による QIP 事業の買収

改正投資法に関する Sub-decree 111 では、未登録者が投資家から QIP 事業を買い取することを認めています。この場合、買手は投資家として登録されることと QIP の最終登録証明書を新たな事業体に移転することについて、最終登録証明書の移転の 10 営業日前までに書面で CDC/PMIS へ申請することが必要です。CDC/PMIS は申請書類の受領日から 10 営業日以内に申請書類を審査し、買手に登録と最終登録証明書の移転を認可する又は却下する書面を発行します²。

CDC のチェックリストに示された必要書類を準備する際には、以下の追加的な書類も申請書類と共に提出することが要求されます。

1. コンプライアンス証明書(Certificate of Compliance, CoC)の写し
2. 最終登録証明書(Final Registration Certificate, FRC)の写し
3. 最新の CDC からの QIP 認可レターのコピー (変更のある場合)
4. 商業省が発行した会社設立証明書のコピー
5. 最新のпатент税証明書のコピー

会社はすべての必要書類を揃え CDC と経済財政省との Joint Prakas 991 に基づく公式手数料 4 百万リエル (約 1,000 米ドル) を支払い CDC に書類の審査と承認を申請します。

上記 Joint Prakas 991 によれば、CDC は申請書類一式の受領日から 10 営業日以内に申請された細目変更に関する認可レターを発行します。しかし実際には、それ以上の日数を要する場合があります。

1.1.3 他の投資家による QIP 事業の買収

Sub-decree 111 では、買手の投資家は当該 QIP の資格を得るために買収の 10 営業日前までに書面で CDC/PMIS へ申請することが必要とされています。CDC/PMIS は申請書類一

² Article 10.1 and 10.2 of Sub-Decree No. 111 on the Implementation of the Amendment to the Law on Investment

式の受領日から10営業日以内に申請書類を審査し、買手の投資家に登録と最終登録証明書の移転を認可する又は却下する書面を発行します³。

CDC のチェックリストに示された必要書類を準備する際には、双方の投資家に関する以下の追加的な書類も申請書類と共に提出することが要求されます。

1. コンプライアンス証明書(Certificate of Compliance, CoC)の写し
2. 最終登録証明書(Final Registration Certificate, FRC)の写し
3. 最新の CDC からの QIP 認可レターのコピー (変更のある場合)
4. 商業省が発行した会社設立証明書のコピー
5. 最新のパテント税証明書のコピー

会社はすべての必要書類を揃え CDC と経済財政省との Joint Prakas 991 に基づく公式手数料4百万リエル (約 1,000 米ドル) を支払い CDC に書類の審査と承認を申請します。

上記 Joint Prakas 991 によれば、CDC は申請書類一式の受領日から 10 営業日以内に申請された細目変更に関する認可レターを発行します。しかし実際には、それ以上の日数を要する場合があります。

1.1.4 罰則

上述の重要な変更についての登録はCDC/PMISの認可を取得する必要があります。法律上、この規則への違反は罰則の対象となります。新たな者又は買手の投資家がQIPの合併及び買収の規定によるCDC/PMISへの登録申請を怠った場合は、当該新たな者又は買手の投資家はQIPの投資インセンティブ及び保障を享受できません⁴。

1.2 商業省(MoC)への変更手続

1.2.1 会社細目の変更

投資家は会社細目の変更の発効日から 15 営業日以内に商業省に会社細目の変更を登録しなければなりません⁵。投資家は変更申請に対する CDC の認可レターを取得後、以下の必要書類と共に申請レター/商業省の申請フォームを商業省に提出し登録する必要があります。

1. CDC からの細目変更の認可レターのコピー (2部)
2. CDC で登録されたすべての変更後の定款 (該当ある場合)
3. CDC の最終登録証明書のコピー
4. CDC へ提出したすべての書類のコピー
5. 商業省の最新の認可レターのコピー (変更ある場合)

³ Article 11.1 and 11.2 of Sub-Decree No. 111 on the Implementation of the Amendment to the Law on Investment

⁴ Article 12 of Law on Amendment to the Law on Investment

⁵ Article 3 of Law on Commercial Enterprises

6. 商業省が発行した会社設立証明書のコピー
7. 商業省で登録された最新の定款のコピー
8. 商業省が発行した会社設立の認可レター
9. 最新の年次事業申告書（Annual Declaration of Commercial Enterprise, ADCE）のコピー
10. 最新のパテント税証明書のコピー
11. 商業省に申請書類を提出する人に対する委任状の原本
12. 商業省に申請書類を提出する人のパスポート／カンボジア ID カードのコピー

会社はすべての必要書類を揃え、商業省と経済財政省との Joint Prakas 1643（2014 年 12 月 16 日付）に基づく申請書類の処理に対する公式手数料 24 万リエル（約 60 米ドル）又は 80 万リエル（約 200 米ドル）⁶及び定款変更の場合には追加で 20 万リエル（約 50 米ドル）を支払い商業省に提出します。

上記 Joint Prakas 1643 によれば、商業省は申請書類一式の受領日から 3～5 営業日以内に申請された細目変更の認可レターを発行します。しかし実際には、それ以上の日数（10～20 営業日）を要する場合があります。

1.2.2 罰則

変更日から 15 営業日以内での商業省への変更登録を怠った場合は 50 万～100 万リエルの罰金の対象となります⁷。

1.3 税務署への変更手続き

経済財政省の Prakas 1139（2014 年 10 月 9 日付）及び税法第 101 条（登録の要請）により、投資家は住所、法的形態、名称、事業目的、取締役又は税務責任者の変更がある場合は 15 日以内に税務当局へ通知することが必要となります。

税法上、上記の変更の税務当局への通知を怠った場合は、税法の実施を妨害したとみなされ、税務当局が科す罰金（実態課税制度では 2 百万リエル、推定課税制度では 50 万リエル）の対象となります。

実務上、この通知は変更に関する商業省の認可レターを添付した税務署長宛ての会社のレターによりなされます。この点、実際には 15 営業日は商業省の認可日からカウントされます。

⁶ 登録資本金の変更（株式譲渡、増額及び減額）の場合は 80 万リエル、その他の変更の場合は 24 万リエル

⁷ Article 42 of Law on Commercial Rules and Register

税務署への通知に加え、通知レター上で税務署に対し変更点を新しいパテント税証明書と VAT 証明書に反映するよう要請することが望ましいです。これは、そのような要請と関連税務署員への連絡がない限り税務署は新しい証明書を自動的に発行しないためです。証明書の取得プロセスは比較的わかりやすいものですが、時間がかかったり税務署員によって遅延が生じたりすることもあります。そのため、証明書をできるだけ早く取得したいのであれば、納税者は定期的かつ密接に関連税務署員に働きかけることが望まれます。

加えて、住所変更により事業者の税務申告先・納税先の管轄税務署が変更になる場合には、変更前の税務署は当該事業者が別の税務署へ移管されることの認可レターを発行します。ただし、発行前に、当該事業者が変更前の税務署における納税義務を適切に果たしていることを確かめるために申告納税状況について税務調査を行います。この税務調査は税法に明記されたものではありませんが、実務上、税務署からの要請を避けるのは難しいかもしれません。税務署長又はより高位者に対してこの税務調査の免除を要請することはできますが、それが認められる保証はありません。経験上、税務署がこの税務調査を免除し別の税務署への移管の認可レターを発行するのは、事業者がまったくあるいはほとんど事業活動を行っていない場合のみです。

1.4 労働当局への通知

会社は住所、生産工程、取締役の変更や会社の閉鎖について 30 日以内に労働当局へ通知する必要があります⁸。

会社は商業省の認可レターを取得後、以下の必要書類と共に通知レターを労働当局に提出する必要があります。

1. CDC からの細目変更の認可レターのコピー
2. 商業省からの細目変更の認可レターのコピー
3. CDC と商業省で登録された変更後の定款（該当ある場合）のコピー
4. 最新のパテント税証明書のコピー
5. 商業省が発行した会社設立証明書のコピー

労働当局の押印／職員の署名のある書類を 1 セット控えとして返却するように要請するため、会社は通知書類を 3 セット準備します。労働当局は応答としての認可レターなどを発行しないため、提出済み通知レターの控えが調査チームによる調査が行われた際に義務を果たしていることを証明する唯一の書類となります。今のところ、通知レターの提出にあたり手数料はかかりません。

⁸ Article 3 of Prakas No. 288 on the Declaration of the opening and closing company

1.5 その他の関連当局

1.5.1 国家社会保険基金（NSSF）への通知

NSSF に登録している会社は会社名、住所、所有者、取締役又は株主の代表者の変更について、変更後 30 日以内に国家社会保険基金へ通知する必要があります⁹。

会社は商業省の認可レターを取得後、以下の必要書類と共に通知レターを国家社会保険基金に提出する必要があります。

1. CDC からの細目変更の認可レターのコピー
2. 商業省からの細目変更の認可レターのコピー
3. CDC と商業省で登録された変更後の定款（該当ある場合）のコピー
4. 最新の Patent Tax Certificate のコピー
5. 商業省が発行した会社設立証明書のコピー

国家社会保険基金の押印／職員の署名のある書類を 1 セット控えとして返却するように要請するため、会社は通知書類を 3 セット準備します。国家社会保険基金は応答としての認可レターなどを発行しないため、提出済み通知レターの控えが調査チームによる調査が行われた際に義務を果たしていることを証明する唯一の書類となります。今のところ、通知レターの提出にあたり手数料はかかりません。

1.5.2 工業・手工芸省（Ministry of Industry and Handicraft, MIH）への通知／登録

工場（手芸工場含む、以下同じ）の所有者に変更がある場合は、新しい所有者は所有者になった日から 10 営業日以内に所有権の認識を MIH へ申請しなければなりません。MIH は申請受領日から 4 営業日以内に申請に回答しなければなりません¹⁰。

施設の名称の変更を希望する場合、工場所有者は新しい名称の使用開始の少なくとも 10 日前までに MIH へ新しい名称を通知するレターを提出する必要があります¹¹。

拡張、支店設立、工場移転については、MIH の許可を取得しなければなりません¹²。

プロジェクトの拡張又は所有者、住所、会社名の変更に関する CDC／商業省の認可を取得後、会社は MIH の認可を申請する必要があります。MIH への認可申請の必要書類は以下のとおりです。

● プロジェクトの拡張

1. プロジェクト拡張の申請レター
2. 工場開設の Prakas 及び MIH が発行した有効な事業ライセンス
3. CDC からの細目変更の認可レターのコピー（該当ある場合）

⁹Notification No. 12/09 of National Social Security Fund

¹⁰ Article 17 of Prakas 242 on Procedure for Implementing Regulations on Factory and Handicraft's Operation

¹¹ Article 21 of Prakas 242 on Procedure for Implementing Regulations on Factory and Handicraft's Operation

¹² Article 11 of Law of administration of Factory and Handicraft

4. フィージビリティレポート
 5. 新たな設備レイアウト
 6. 月次生産レポート
 7. 工場の看板と生産活動の写真
 8. 所有者の ID カード／パスポートのコピーに本人が署名したもの
- **所有者の変更**
 1. 所有者の変更の申請レター
 2. CDC からの細目変更の認可レターのコピー（該当ある場合）
 3. CDC／商業省へ登録した変更後の定款のコピー
 4. 工場開設の Prakas 及び MIH が発行した有効な事業ライセンス
 5. 月次生産レポート
 6. 工場の看板と生産活動の写真
 7. 所有者の ID カード／パスポートのコピーに本人が署名したもの
 - **工場住所の変更**
 1. 工場住所の変更の申請レター
 2. CDC からの細目変更の認可レターのコピー（該当ある場合）
 3. 現地当局からの新しい住所のロケーションの確認レター
 4. 工場開設の Prakas 及び MIH が発行した有効な事業ライセンス
 5. 月次生産レポート
 6. 工場の看板と生産活動の写真
 7. 新たなロケーションにおける新しい設備レイアウト
 8. 所有者の ID カード／パスポートのコピーに本人が署名したもの
 - **会社名の変更**
 1. 会社名の変更の申請レター
 2. CDC からの細目変更の認可レターのコピー（該当ある場合）
 3. 商業省からの細目変更の認可レターのコピー（該当ある場合）
 4. CDC／商業省へ登録した変更後の定款のコピー
 5. 工場開設の Prakas 及び MIH が発行した有効な事業ライセンス
 6. 月次生産レポート
 7. 工場の看板と生産活動の写真
 8. 所有者の ID カード／パスポートのコピーに本人が署名したもの

必要書類を準備し、会社は正確性と完全性（漏れがないか）の審査のため MIH に提出します。MIH が申請書類の完全性を確認したのち、会社は MIH と経済財政省との Joint Prakas 1005（2012年12月28日付）に基づく申請書類の処理に対する公式手数料を支払います。MIH での公式手数料の詳細は付録 II ii をご参照ください。

上述の Joint Prakas 1005 によれば、MIH は申請書類一式の受領日から 10 営業日以内に申請された上記の変更の認可レターを発行します。しかし実際には、それ以上の日数を要する場合があります。

1.5.3 他のライセンス当局

他のライセンス当局に登録している会社は、CDC／商業省からの認可レターの取得後に細目変更について当該ライセンス当局への通知又は認可申請が必要です。

第2章 事業会社

2.1 商業省(MoC)への変更手続

2.1.1 会社細目の変更

会社法第238条、改正事業規則及び登録法（Law on Amendment to Law on the Commercial Rules and Register）第17条・第18条、定款変更の申請及び手続に関する Prakas 099 MoC/SM2008によると、以下の場合には定款の変更が必要です。

- 会社名の変更
- 事業目的の増加、減少又は変更
- いずれかの種類株式の絶対的又は相対的な特徴の変更を伴う種類株式の再分配
- いずれかの種類株式に対する支払可能な配当の変更
- 登録資本金の増額、減額
- 会社の存続期間の変更
- 登録事務所の変更
- 定足数の変更
- 取締役の変更
- 株式譲渡
- 会社形態の変更
- 株主の変更
- 会社法により定款に含めることが認める条項の追加

何らかの変更がある場合、会社は変更の発効後15営業日以内に商業省へ変更を登録しなければなりません¹³。

条項の変更に関するすべての書類には株主が変更を承認した日付を明記し、少なくとも取締役会議長又は議長から権限を与えられた取締役が署名することが重要です¹⁴。

定款変更は商業省の変更証明書に示された日付において有効となります（変更自体が変更証明書の日付から90日以内の日付を発効日として指定している場合を除く）¹⁵。

実務上、下記事項について商業省の認可を申請する際には修正した定款が必要です。

- 登録資本金の増額、減額
- 株式譲渡
- 株主の変更
- 法的形態の変更、など

¹³ Article 3 of Law on Commercial Enterprises

¹⁴ Article 239 of Law on Commercial Enterprises

¹⁵ Article 240 of Law on Commercial Enterprises

下記事項について商業省の認可を申請する際には修正した定款は不要です。

- 会社住所の変更
- 会社名の変更
- 取締役・株主の代表者の変更

この場合、商業省は会社が既存の定款と合わせて使用できるように申請された変更の認可レターのみを発行します。

しかし、会社が定款自体を修正することを希望する場合は、細目変更の申請書と共に新しい定款を商業省へ提出することができます。

会社細目の変更を申請する際に通常必要となる書類は以下の通りです。

1. 申請レター又は商業省の **Form B**
2. 会社の決議書の原本（当該決議書が海外からの場合は公証を受けたもの）
3. 最新の商業省からの会社細目の認可レターのコピー（変更のある場合）
4. 商業省が発行した有効な会社設立証明書のコピー（会社名を変更する場合は原本が必要）
5. 商業省で登録された最新の定款のコピー
6. 商業省が発行した会社登記の認可レターのコピー
7. 最新の年次事業申告書（Annual Declaration of Commercial Enterprise）のコピー
8. 最新のパテント税証明書のコピー
9. 商業省に申請書類を提出する人に対する委任状の原本
10. 商業省に申請書類を提出する人のパスポート/カンボジア ID カードのコピー

会社はすべての必要書類を揃え、商業省と経済財政省との **Joint Prakas 1643**（2014 年 12 月 16 日付）に基づく申請書類の処理に対する公式手数料 24 万リエル（約 60 米ドル）又は 80 万リエル（約 200 米ドル）¹⁶及び定款変更の場合には追加で 20 万リエル（約 50 米ドル）を支払い商業省に提出します。

上記 **Joint Prakas 1643** によれば、商業省は申請書類一式の受領日から 3～5 営業日以内に申請された細目変更の認可レターを発行します。しかし実際には、それ以上の日数（10～20 営業日）を要する場合があります。

¹⁶ 登録資本金の変更（株式譲渡、増額及び減額）の場合は 80 万リエル、その他の変更の場合は 24 万リエル

2.1.2 事業体の合併及び買収

会社法第 241 条により、2 社以上の会社が 1 つの会社に合併すること又は統合して新たな会社を設立することができます。

解散する会社は「構成会社」、事業を継続する会社は「存続会社」と呼ばれます。構成会社の法人格は商業省が存続会社に合併証明書を発行した日に消滅します。

現在の実務では、商業省での事業体の合併及び買収についての手続が明確でなく、会社の合併は実際的ではありません。しかし、会社が事業体の合併を希望する場合には、実行前に商業省に相談することをお勧めします。

2.1.3 罰則

変更日から 15 営業日以内での商業省への変更登録を怠った場合は 50 万～100 万リエルの罰金の対象となります¹⁷。

2.2 税務署への変更手続き

上述の 1.3 を参照してください。

2.3 労働当局への通知

会社は住所、生産工程、取締役の変更や会社の閉鎖について 30 日以内に労働当局へ通知する必要があります

会社は商業省の認可レターを取得後、以下の必要書類と共に通知レターを労働当局に提出する必要があります。

1. 商業省からの細目変更の認可レターのコピー
2. 商業省で登録された変更後の定款（該当ある場合）のコピー
3. 最新の Patent 税証明書のコピー
4. 商業省が発行した会社設立証明書のコピー

労働当局の押印／職員の署名のある書類を 1 セット控えとして返却するように要請するため、会社は通知書類を 3 セット準備します。労働当局は応答としての認可レターなどを発行しないため、提出済み通知レターの控えが調査チームによる調査が行われた際に義務を果たしていることを証明する唯一の書類となります。今のところ、通知レターの提出にあたり手数料はかかりません。

¹⁷ Article 42 of Law on Commercial Rules and Register

2.4 その他の関連当局

2.4.1 国家社会保険基金（NSSF）への通知

NSSF に登録している会社は会社名、住所、所有者、取締役又は株主の代表者の変更について、変更後 30 日以内に国家社会保険基金へ通知する必要があります。

会社は商業省の認可レターを取得後、以下の必要書類と共に通知レターを国家社会保険基金に提出する必要があります。

1. 商業省からの細目変更の認可レターのコピー
2. 商業省で登録された変更後の定款（該当ある場合）のコピー
3. 最新のパテント税証明書のコピー
4. 商業省が発行した会社設立証明書のコピー

国家社会保険基金の押印／職員の署名のある書類を 1 セット控えとして返却するように要請するため、会社は通知書類を 3 セット準備します。国家社会保険基金は応答としての認可レターなどを発行しないため、提出済み通知レターの控えが調査チームによる調査が行われた際に義務を果たしていることを証明する唯一の書類となります。今のところ、通知レターの提出にあたり手数料はかかりません。

2.4.2 他のライセンス当局

他のライセンス当局に登録している会社は、商業省からの認可レターの取得後に細目変更について当該ライセンス当局への通知又は認可申請が必要です。

第3章 支店／駐在員事務所

3.1 商業省(MoC)への変更手続

登録住所やマネジャー（責任者）、本店名などの変更を行う場合には、支店／駐在員事務所は変更の発効後 15 営業日以内に商業省へ変更を登録しなければなりません。これらの変更に必要な書類は以下のとおりです。

1. 商業省への変更の申請レター
2. 本店での変更の決議書（公証人／弁護士による公証を受けたもの）
3. 最新の商業省からの会社細目の認可レターのコピー（変更のある場合）
4. 支店／駐在員事務所の登録認可レターのコピー
5. 支店／駐在員事務所設立証明書のコピー（支店／駐在員事務所の本店名を変更する場合は原本が必要）
6. 最新のпатент税証明書のコピー
7. 最新の年次事業申告書のコピー
8. 公証人／弁護士による公証を受けた新たな本店の定款及び設立証明書（本店名が変更となる場合にのみ必要）
9. 商業省に申請書類を提出する人に対する委任状の原本
10. 商業省に申請書類を提出する人のパスポート/カンボジア ID カードのコピー

支店／駐在員事務所はすべての必要書類を揃え、商業省と経済財政省との Joint Prakas 1643（2014 年 12 月 16 日付）に基づく申請書類の処理に対する公式手数料 24 万リエル（約 60 米ドル）を支払い商業省に提出します。

上記 Joint Prakas 1643 によれば、商業省は申請書類一式の受領日から 3～5 営業日以内に申請された細目変更の認可レターを発行します。しかし実際には、それ以上の日数（10～20 営業日）を要する場合があります。

3.2 税務署への変更手続

上述の 1.3 を参照してください。

3.3 労働当局への通知

支店／駐在員事務所は商業省の認可レターを取得後、30 日以内に以下の必要書類と共に通知レターを労働当局に提出する必要があります。

1. 商業省からの細目変更の認可レターのコピー
2. 最新のпатент税証明書のコピー
3. 商業省が発行した有効な設立証明書のコピー

労働当局の押印／職員の署名のある書類を1セット控えとして返却するように要請するため、支店／駐在員事務所は通知書類を3セット準備します。労働当局は応答としての認可レターなどを発行しないため、提出済み通知レターの控えが調査チームによる調査が行われた際に義務を果たしていることを証明する唯一の書類となります。今のところ、通知レターの提出にあたり手数料はかかりません。

3.4 その他の関連当局

3.4.1 国家社会保険基金（NSSF）への通知

NSSFに登録している支店／駐在員事務所は商業省の認可レターを取得後30日以内、以下の必要書類と共に通知レターを国家社会保険基金に提出する必要があります。

1. 商業省からの細目変更の認可レターのコピー
2. 最新の Patent 税証明書のコピー
3. 商業省が発行した有効な設立証明書のコピー

国家社会保険基金の押印／職員の署名のある書類を1セット控えとして返却するように要請するため、支店／駐在員事務所は通知書類を3セット準備します。国家社会保険基金は応答としての認可レターなどを発行しないため、提出済み通知レターの控えが調査チームによる調査が行われた際に義務を果たしていることを証明する唯一の書類となります。今のところ、通知レターの提出にあたり手数料はかかりません。

3.4.2 他のライセンス当局

他のライセンス当局に登録している支店／駐在員事務所は、商業省からの認可レターの取得後に細目変更について当該ライセンス当局への通知又は認可申請が必要です。

付録

I. 法的基礎

法規の種類	参照番号	発行機関	発行日	状態	内容
Law	NS/RKM/1199/12	National Assembly	November 18, 1991	Current	Law on Commercial Rule and Register and Law
Law	NS/RKM/1605/019	National Assembly	June 19, 2005	Current	Law on Commercial Enterprise
Law	03/NS94	National Assembly	August 15, 1994	Current	Law on Investment
Law	RS/RKM/0303/009	National Assembly	March 24, 2003	Current	Cambodia Investment Law
Sub Decree	111/ENKR/BK	Government	September 27, 2005	Current	Sub-Decree on the Implementation of the Amendment to the Law on Investment of the Kingdom of Cambodia
Notification	12/09/BSS	National Social Security Fund	December 08, 2009	Current	Notification of business modification
Prakas	288/SKBY	Ministry of Social Affairs, Labor Vocational Training and Youth Rehabilitation	November 05, 2001	Current	Prakas on Business Opening and Closure
Prakas	099MoC/SM2008	Ministry of Commerce	April 07, 2008	Current	Prakas on Procedure for Amendment of the Memorandum and Articles of Association
Prakas	081/09 KB/PRAKAS	Ministry of Labour and Vocational Training	April 23, 2009	Current	Determination of Role of Social Security Governor and Inspector of the NSSF
Law	NS/RKM/0303/010	National Assembly	March 31, 2003	Current	Law on Amendment of the Law on Taxation

II. 必要書類と公式手数料

i. CDCにおける会社細目の変更時の必要資料と公式手数料

項目	内容	必要資料	公式手数料
1.1.1	会社細目の変更		
	<ul style="list-style-type: none"> 会社名の変更 	<ol style="list-style-type: none"> 変更の申請レター（原本3部） 株主総会議事録又は株主の決議書（原本3部） 定款変更の覚書（原本3部） 商業省からの新会社名の認可レター（原本1部） 新たな定款（原本7部） 税務債務とその他の債務に関する責任の確認レター（原本3部） 法人株主については委任状（原本3部）が必要 	2百万リエル (約500USD)
	<ul style="list-style-type: none"> 取締役・株主の代表者の変更 	<ol style="list-style-type: none"> 変更の申請レター（原本3部） 最近の定款（コピー1部） 新たな定款（原本7部） IDカード／パスポートのコピー（1部） 株主の写真(4x6cm、2セット) 株主総会議事録又は株主の決議書（原本3部） 法人株主については次の書類 <ul style="list-style-type: none"> - 委任状が必要（原本1部） - 親会社からの任命書が必要（原本1部） 	2百万リエル (約500USD)
	<ul style="list-style-type: none"> 登録資本金の増額・減額 	<ol style="list-style-type: none"> 変更の申請レター（原本3部） 最近の定款（コピー1部） 	2百万リエル (約500USD)

		<ul style="list-style-type: none"> 3. 新たな定款（原本 7 部） 4. 登録資本金の増額のフォーム（原本 3 部） 5. 株主総会議事録又は株主の決議書（原本 3 部） 6. 法人株主については次の書類 <ul style="list-style-type: none"> - 委任状が必要（原本 1 部） - 親会社からの任命書が必要（原本 1 部） 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 株式譲渡 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 変更の申請レター（原本 3 部） 2. 株主総会議事録又は株主の決議書（原本 3 部） 3. 株式譲渡のフォーム（原本 3 部） 4. 変更後の株主リスト（原本 3 部） 5. 税務債務とその他の債務に関する責任の確認レター（原本 3 部） 6. 新株主の ID カード／パスポートのコピー（1 部） 7. 新株主の犯罪記録（無犯罪証明書） 8. 現在使われている定款（コピー 1 部） 9. 新たな定款（原本 7 部） 10. 法人株主については次の書類 <ul style="list-style-type: none"> - 委任状が必要（原本 1 部） - 親会社からの任命書が必要（原本 1 部） 	2 百万リエル (約 500USD)
	<ul style="list-style-type: none"> ● 事務所住所の変更 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 申請レター（原本 3 部） 2. 住所変更に関する株主総会議事録又は株主の決議書（原本 3 部） 3. 最新の定款のコピー及び最終登 	なし

		録証明書（コピー1部） 4. 新事務所の賃貸契約書（原本1部） 5. 新事務所の地図（原本1部）	
	<ul style="list-style-type: none"> 工場住所の変更 	1. 申請レター（原本3部） 2. 住所変更に関する株主総会議事録又は株主の決議書（原本3部） 3. 新工場を証明するもの（現地当局に認証された賃貸契約書、新工場の地図、マスタープラン）（原本1部） 4. 新工場の地図（原本1部） 5. 法人株主については委任状（原本3部）が必要	2百万リエル (約 500USD)

ii. 工業・手工芸省での公式手数料

項目	区分	公式手数料
1.5.2	工業・手工芸省	
	- 資本金 50,000 米ドル未満	25,000 リエル(約 6.25 米ドル)
	- 資本金 50,000 米ドルから 250,000 米ドル	50,000 リエル(約 12.5 米ドル)
	- 資本金 250,000 米ドルから 500,000 米ドル	100,000 リエル(約 25 米ドル)
	- 資本金 500,000 米ドル超	200,000 リエル(約 50 米ドル)

会社細目変更の手続き集

2015年3月作成

作成者 ジェトロ（日本貿易振興機構）ビジネス展開支援部 ビジネス展開支援課
ジェトロ・プノンペン事務所
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
Tel. 03-3582-5017



ក្រសួងពាណិជ្ជកម្ម
Ministry of Commerce

付録 III 商業省フォームB

ព្រះរាជាណាចក្រកម្ពុជា
ជាតិ សាសនា ព្រះមហាក្សត្រ
KINGDOM OF CAMBODIA
Nation - Religion - King

ច្បាប់ស្តីពី វិធានពាណិជ្ជកម្មនិងបញ្ជីពាណិជ្ជកម្ម
មាត្រា : ១២, ១៣, ១៧, ១៨, ៤២, ៤៤
ការកែប្រែលក្ខន្តិកៈនិងបទបញ្ជាផ្ទៃក្នុង
AMENDMENT OF MEMORANDUM AND ARTICLES

គំរូ ១
Form B

បទ្កាន់ដៃទទួលតំកល់ទុក
RECEIPT FOR FILING

នាយកដ្ឋានចុះបញ្ជីពាណិជ្ជកម្ម
Department of Business Registration
ការិយាល័យត្រួតពិនិត្យអាជីវកម្ម
Bureau of Business Monitoring

បានទទួលតំកល់ទុកនូវសំណុំលិខិតស្តីពីការកែប្រែលក្ខន្តិកៈ និង បទបញ្ជាផ្ទៃក្នុង

នាមករណ៍របស់ក្រុមហ៊ុន :

ទ្រង់ទ្រាយ :

ទីស្នាក់ការក្រុមហ៊ុន :

ឈ្មោះរបស់ស្ថាបនិក អភិបាល អាណត្តិភាគហក :

ប្រភេទនិងចំនួនឯកសារតំកល់

<p>១- កំណត់ហេតុអង្គប្រជុំវិសាមញ្ញនិងសេចក្តីសម្រេចសម្រេចសម្រេច :</p> <p>ក-ការប្តូរទីស្នាក់ការក្រុមហ៊ុន <input type="checkbox"/></p> <p>ខ-ការលាលែងចេញរបស់សមាជិកក្រុមហ៊ុន <input type="checkbox"/></p> <p style="padding-left: 20px;">-ការបញ្ចូលសមាជិកថ្មី <input type="checkbox"/></p> <p style="padding-left: 20px;">-ការធ្វើអនុប្បទានភាគហ៊ុន <input type="checkbox"/></p> <p>គ-ការតែងតាំងអភិបាលថ្មី <input type="checkbox"/></p> <p>ឃ-ការបង្កើនដើមទុនចុះបញ្ជីរបស់ក្រុមហ៊ុន <input type="checkbox"/></p> <p>ង-ការបន្ថែមកម្មវត្ថុអាជីវកម្ម <input type="checkbox"/></p> <p>ច-ការប្តូរសញ្ជាតិក្រុមហ៊ុន-ការប្តូរនាមករណ៍ក្រុមហ៊ុន <input type="checkbox"/></p> <p>ឆ-ការប្តូរទ្រង់ទ្រាយក្រុមហ៊ុន <input type="checkbox"/></p>	<p>២- ពាក្យសុំចុះបញ្ជីកែប្រែលក្ខន្តិកៈនិងបទបញ្ជាផ្ទៃក្នុង <input type="checkbox"/></p> <p>៣- ពាក្យសុំចុះផ្សាយក្នុងព្រឹត្តិប័ត្រ <input type="checkbox"/></p> <p>៤- វិញ្ញាបនប័ត្រចុះបញ្ជីចាស់ <input type="checkbox"/></p> <p>៥- ថតចម្លងអត្តសញ្ញាណប័ណ្ណ ឬលិខិតឆ្លងដែន <input type="checkbox"/></p> <p>៦- រូបថត 4 x 6 <input type="checkbox"/></p> <p>៧- ប្រតិវេទន៍អំពីស្ថានភាពសហគ្រាសពាណិជ្ជកម្ម <input type="checkbox"/></p>
---	--

សាមីជនអ្នកស្នើសុំត្រូវបំពេញសំណុំលិខិតដែលមិនទាន់គ្រប់គ្រាន់ ក្នុងរយៈពេល១៥ថ្ងៃយ៉ាងយឺតចាប់ពីថ្ងៃចេញបង្កាន់ដៃនេះ ។

សាមីជនអ្នកស្នើសុំតំកល់ទុក សូមធានាអះអាងថា រាល់ឯកសារដែលបាន
យកមកតំកល់ទុក ពិតជាត្រឹមត្រូវ មិនមានក្លែងបន្លំ លើប្រការណាមួយ
ឡើយ និងបានទទួលវិញ មួយច្បាប់ដើម តំកល់ទុកនៅក្រុមហ៊ុន ។

ធ្វើនៅភ្នំពេញ, ថ្ងៃទី ខែ ឆ្នាំ ២០
ប្រធានការិយាល័យត្រួតពិនិត្យអាជីវកម្ម

ភ្នំពេញ, ថ្ងៃទី ខែ ឆ្នាំ ២០
បានទទួលបង្កាន់ដៃ

ច្បាប់ស្តីពី វិធានពាណិជ្ជកម្មនិងបញ្ជីពាណិជ្ជកម្ម
មាត្រា : ១២, ១៣, ១៧, ១៨, ៤២, ៤៤
សេចក្តីសម្រេចសម្រេចសម្រេច
NOTICE OF RESOLUTION

គំរូ ខ.៣
Form B.3

ក្រុមហ៊ុន

.....

ពាក្យសុំចុះផ្សាយក្នុងប្រតិបត្តិពាណិជ្ជកម្ម
Application for Publication in the Bulletin

អភិបាលក្រុមហ៊ុន.....

សូមជំរាបមក

លោកនាយក.....

សូមលោកនាយកមេត្តាចាត់ចែងការចុះផ្សាយក្នុង.....

នូវសេចក្តីប្រកាសផ្សាយ ស្តីពីការកែប្រែលក្ខន្តិកៈនិងបទបញ្ជាផ្ទៃក្នុងក្រុមហ៊ុន.....

.....

អត្ថបទនៃសេចក្តីប្រកាសផ្សាយមានភ្ជាប់ជូនមកជាមួយនេះ ។

សូមលោកនាយកទទួលនូវការគោរពនិងរាប់អានអំពីខ្ញុំ ។

ភ្នំពេញ, ថ្ងៃទី ខែ ឆ្នាំ ២០

អភិបាលក្រុមហ៊ុន

ច្បាប់ស្តីពី វិធានការណ៍ឯកជននិងបញ្ជីពាណិជ្ជកម្ម
Law on the Commercial Rules and Registration
មាត្រា : ១២, ១៣, ១៧, ១៨, ៤២, ៤៤
Article : 12, 13, 17, 18, 42, 44
ការចុះឈ្មោះក្នុងបញ្ជីពាណិជ្ជកម្ម
COMPANY REGISTRATION

គំរូ ក.៣
Form A.3

សេចក្តីប្រកាសពុំមែនជាបុគ្គលិក និងពុំមានជាប់ទោសដែរ
Declaration of non-civil servant and non-guilty

ខ្ញុំបាទ-នាងខ្ញុំជាអភិបាលនៃក្រុមហ៊ុន.....
 We, as the directors of the Company
 ដែលមានឈ្មោះដូចខាងក្រោម :
 which name below

ល.រ No	ឈ្មោះ Name	ល.រ No	ឈ្មោះ Name
១	លោក-លោកស្រី..... Mr./Mrs. អាយុ.....ឆ្នាំ មុខរបរ..... Age Occupation អត្តសញ្ញាណប័ណ្ណលិខិតឆ្លងដែន Identily Card/ Passport លេខ.....ចុះថ្ងៃទី..... Number Issued on	៤	លោក-លោកស្រី..... Mr./Mrs. អាយុ.....ឆ្នាំ មុខរបរ..... Age Occupation អត្តសញ្ញាណប័ណ្ណលិខិតឆ្លងដែន Identily Card/ Passport លេខ.....ចុះថ្ងៃទី..... Number Issued on
២	លោក-លោកស្រី..... Mr./Mrs. អាយុ.....ឆ្នាំ មុខរបរ..... Age Occupation អត្តសញ្ញាណប័ណ្ណលិខិតឆ្លងដែន Identily Card/ Passport លេខ.....ចុះថ្ងៃទី..... Number Issued on	៥	លោក-លោកស្រី..... Mr./Mrs. អាយុ.....ឆ្នាំ មុខរបរ..... Age Occupation អត្តសញ្ញាណប័ណ្ណលិខិតឆ្លងដែន Identily Card/ Passport លេខ.....ចុះថ្ងៃទី..... Number Issued on
៣	លោក-លោកស្រី..... Mr./Mrs. អាយុ.....ឆ្នាំ មុខរបរ..... Age Occupation អត្តសញ្ញាណប័ណ្ណលិខិតឆ្លងដែន Identily Card/ Passport លេខ.....ចុះថ្ងៃទី..... Number Issued on	៦	លោក-លោកស្រី..... Mr./Mrs. អាយុ.....ឆ្នាំ មុខរបរ..... Age Occupation អត្តសញ្ញាណប័ណ្ណលិខិតឆ្លងដែន Identily Card/ Passport លេខ.....ចុះថ្ងៃទី..... Number Issued on

សេចក្តីប្រកាស និង អះអាងចំពោះមុខច្បាប់ថា :

Hereby have the honor declare that

ខ្ញុំបាទ-នាងខ្ញុំ ពុំមែនជាមន្ត្រីរាជការបំរើក្នុងក្រសួងឬស្ថាប័នរដ្ឋណាមួយឡើយ ហើយមិនដែលត្រូវបានជាប់ទោសព្រហ្មទណ្ឌ
We are not the civil servant in any State Ministry or Institution and have never been convicted for criminal, civil or
ទោះបីទោសព្រហ្មទណ្ឌ រដ្ឋប្បវេណី ឬ រដ្ឋបាលក្តី ដែលទាក់ទងដល់ការហាមឃាត់សកម្មភាពវិស័យពាណិជ្ជកម្មរបស់ខ្ញុំបាទ-នាងខ្ញុំ
administration liabilities related to our business activities or prohibited by law from doing business or being
ឬហាមឃាត់ខ្ញុំបាទ-នាងខ្ញុំ ក្នុងនាទីជាអ្នកចាត់ចែងគ្រប់គ្រងសហគ្រាសពាណិជ្ជកម្មណាមួយឡើយ ។
the manager of any commercial enterprise

ក្នុងករណី ដែលសេចក្តីប្រកាសនេះមិនត្រឹមត្រូវតាមការពិត ខ្ញុំបាទ-នាងខ្ញុំ សូមទទួលខុសត្រូវទាំងស្រុងនៅចំពោះមុខច្បាប់
ជាធរមាន ។

In the case there is any falsification we will be responsible in front of the applicable laws.

ធ្វើនៅថ្ងៃទី.....ខែ.....ឆ្នាំ ២០១

ហត្ថលេខា និងស្នាមមេដៃ